

行財政改革特別委員会

県から市町村への権限移譲について説明

主な審査の内容

Q 権限移譲数は相当な数であるが、財政支援はあるか。

A 交付要綱に従い法令に基づく共通経費と処理件数で算出。法令に基づいたものは1法令あたり3万円の手数料等を差引いた額。

Q 職員を増員しては意味がない。現在の職員で処理出来るか。

A すべての項目を受けるわけではない。処理件数が多い事務については検討の必要がある。人件費の負担及び人員派遣を県に要望している。

Q 現在受けた事務について職員の負担になっていないか、どの課が多いか。

A 処理件数が少なくても苦情対応や説明等の事務量がふえた。健康福祉課、建設課関係が多い。

Q 資格や免許等が必要な事務はあるか。

A 資格、専門的知識を必要とする

事務もあり、今後県との調整が必要となる。

Q 近隣の町とはどういう対応をするのか。

A 担当課で足並みをそろえて受けようとしている。

県から市町村への権限移譲趣旨

「住民に身近な事務は住民に最も身近な市町村が処理する事が望ましい」という考えに立ち、平成10年度より進められている。

県から市町村への権限移譲の概要

県内市町村における権限移譲（事務処理の特例）の状況の分析

	県下	池田町
第1次移譲以前に市町村へ委任していた事務	159項目	70項目
第1次移譲事務（平成10年度～）	93項目	60項目
第2次移譲事務（平成12年度～）	230項目	66項目
第3次移譲事務（H17先行分含む）	430項目	371項目
計	912項目	567項目

（※H19 都市計画法37条関係改正に伴い1項目増となり912項目）

下水道特別委員会

主な審査の内容

平成19年度下水道工事計画、進捗状況の説明

20年度予定として国道417号線を西に越えて田畑地内、池野境まで進め、22年度までには霞間ヶ溪街道付近までの予定。随時北の方に進めてゆく。当初計画より1年以上進んでいる。又、接続件数は11月現在906件。市橋、片山地区は79・5%の接続率である。

Q 下水道使用料の見直しはどのようにするのか。

A 池田町として下水道料金を今後3年毎に見直しの議論をする。従量制（メーター制）も考慮して、住民参加の中で十分話し合いをし、理解を求めて進めていく。家屋間距離の問題については来年の流域別計画の中で十分検討する。

議員は地域の行事等に出席した場合に金品を贈ることを禁止されています。

議員は、公職選挙法により、選挙区内の人や団体に対して寄附をすることは、いかなる名目であっても禁止されています。祭り、運動会、各種会合など、地域の行事に招かれた議員は、飲み物・弁当の接待等を受けたお礼として金品を贈った場合は、たとえどんな名目であっても寄附をしたこととなります。

編集後記

昨年四月の議会構成で、私ども六名が選任されましたが、あつという間に新しい年を迎えました、今号が最後の編集になりました。

みなさまに親しまれる「議会だより」を旨とし、また町民と議会の架橋になるよう町内の諸問題をわかりやすく伝えるため、記事に写真を多く取り入れ読んで戴けるよう工夫してお届けしてまいりました。

今後ともみなさまの、ご意見をお聞きしながら愛読される「議会だより」になることを期待し最後の後記とします。

編集委員長 安田正治
副委員長 窪田弘子
委員 野田義一
松岡雅子
倉地幸子
竹中芳弘